

高砂市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル

1 目的

市内の養鶏農場または近郊市町において、高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合に各部署(課)が速やかに情報を共有し、円滑な連携に基づき迅速かつ適切な対応を実施するため、本マニュアルを定める。

2 通報体制

- (1) 家畜保健衛生所から「市内の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例がみられ、簡易検査で陽性」との連絡を受けた職員は速やかに所属長に報告する。
- (2) 報告を受けた所属長は、高病原性鳥インフルエンザ緊急連絡体制(災害時緊急連絡網)に基づき、関係部局に連絡をとり、庁内での情報の共有を速やかに図る。

3 組織体制

- (1) 市高病原性鳥インフルエンザ対策本部

- ① 市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱(別紙1)に基づき、市長を本部長とする市高病原性鳥インフルエンザ対策本部(以下、「市対策本部」という。)を設置する。
- ② 対策本部における組織体制は(別紙1)のとおりとする。

- (2) 県との連携

市対策本部は下記地方対策本部等と連携を密にとり、まん延防止、風評被害対策、市民の健康相談等総合的な対策にあたる。

| 名 称 | 略 称 | 本 部 長 | 事 務 局 |
|----------------------|----------|------------|----------------|
| 高病原性鳥インフルエンザ対策地方本部 | 地方対策本部 | 東播磨県民局長 | 地域振興部農林水産振興事務所 |
| 現地高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部 | 現地防疫対策本部 | 姫路家畜保健衛生所長 | 姫路家畜保健衛生所 |

4 報道機関等への対応

- (1) 市政記者や取材記者等への対応は総務部が行い、一括して資料提供等を行う。
- (2) マスコミ等への広報の内容や発表時期については地方対策本部(東播磨県民局)と十分に連携して、風評被害の防止に十分留意し、速やかに行う。
- (3) 総務部から資料作成の依頼を受けた担当部局は速やかに作成する。
- (4) マスコミ等から発生農場への取材依頼があった場合は県対策本部(広報担当)と十分協議した上で対応する。

5 市民への広報

- (1) 高砂市新型インフルエンザ対策行動計画の広報計画に準じ、市民に対して、広報誌、回覧、防災行政無線、広報車、ホームページ、防災ネット「たかさご」等、あらゆる媒体及び機会を活用して高病原性鳥インフルエンザの正しい知識の普及啓発を図る。

- (2) 広報内容は内閣府食品安全委員会 (<http://www.fsc.go.jp/>) の「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」や国立感染症情報センター (<http://idsc.nih.gov/index-j.html>) が提供している「鳥インフルエンザに関する Q&A」等を参考に作成する。
- (3) 正しい知識に基づいた冷静な行動を促し、鶏卵・鶏肉の不買や愛玩鳥（ペット）の遺棄などの行動をとらないよう呼びかける。
- (4) 鶏卵、鶏肉販売店や流通業者等に対しても風評被害が起きぬよう、あらゆる機会を活用して正しい知識の普及啓発を図る。

6 市民から健康や食品、愛玩鳥（ペット）等に関する相談

- (1) 市民からの健康や食品、愛玩鳥（ペット）、に関する相談や養鶏関係事業者からの融資等に関する相談に対しては、高砂市新型インフルエンザ対策行動計画の一般電話相談窓口の設置に準じて実施する。
相談内容（健康相談、食品相談、ペット相談、事業者相談等）に応じ、生活環境部、避難応援部を中心に相談班を編成し対応する。
- (2) 一般的な相談に対しては、上記の広報内容と同様、「食品安全委員会の考え方」や「鳥インフルエンザに関する Q&A」等を参考に回答を行う。
- (3) 相談内容によっては地方対策本部（加古川健康福祉事務所）と連絡をとり、対応を協議する。
- (4) 市民からの健康に関する相談が多数ある場合は市対策本部において検討し、診療機関の応援を求め、検診等の必要な措置を行う。
- (5) 養鶏関連事業者などからの風評被害や融資に関する相談があった場合は地方対策本部と連携し、必要な措置を行う。

7 学校飼育動物に関する相談

- (1) 高砂市教育委員会事務局は学校飼育動物の飼育状況を速やかに把握し、市対策本部に報告する。
- (2) 学校関係者及び保護者に対して、同様に鳥インフルエンザの正しい知識の普及啓発を図る。

8 感染が疑われる鳥等との接触者調査

- (1) 商工・農林水産班、健康管理班（健康増進課）を中心とした接触者調査班を編成し、地方対策本部（加古川健康福祉事務所）が行う下記の調査に協力支援する。
- (2) 感染が疑われる鳥等との接触者調査
調査は対象者を高危険接触者（感染防御策が十分でなかった場合の対象者）及び低危険接触者に分けて実施する。
 - ① 高危険接触者及び低危険接触者のリストアップ
発生農場関係者等からの協力を求め、高危険接触者の氏名、作業内容、作業場所、連絡方法の把握を行い、データベース化への協力を行う。
 - ② 健康調査及び追跡調査
高危険接触者及び低危険接触者に対して行う健康調査及び追跡調査への協力支援を行う。

9 発生農場における防疫対策

(1) 防疫対策の調整

- ① 商工・農林水産班を中心として発生農場班を編成し、現地防疫対策本部、地方対策本部との連絡を十分に取り、迅速な防疫作業が実施できるよう調整及び協力支援を行う。
- ② 発生農場での患畜等の処分方法や防疫措置を決定するため、市対策本部として発生農場の周辺環境や地下水系等の状況についての助言を行う。
- ③ 発生農場での防疫作業に伴う事案に対し、検討及び助言を行う。

(2) 地元住民との調整

- ① 市民広報班及び発生農場班は速やかな防疫作業を実施するため、発生農場及び焼却施設等の周辺住民に対する説明会開催の準備（開催時期、会場手配、通知等）を行う。
- ② 地元住民説明会には県、専門家、農林水産省等の助言を得て行う。
- ③ 地域住民の理解と協力が得られるよう、現地防疫対策本部、地方対策本部と調整を行う。

(3) 患畜及び疑似患畜の死体、家きんの卵の処分

- ① 兵庫県高病原性鳥インフルエンザ患畜等処分基本方針に基づき、家畜防疫員の指示によって、発生農場の患畜及び疑似患畜の死体、家きん卵の焼却を行う場合、高砂市斎場において実施する。（焼却数に限界あり）
- ② 焼却にあたっては、高砂市斎場における作業手順及び注意事項を定めた別紙「高砂市斎場における高病原性鳥インフルエンザ患畜等の焼却作業マニュアル」に基づき、実施する。
- ③ 本市では大量の患畜等の焼却処分ができないため、現地対策本部、地方対策本部と下記の方法による処理を協議する。地域住民の不安を解消し、まん延防止のため、短期間でより環境への影響の少ない処分方法を実施する。
 - ア 市町間の協力により、他市町の焼却施設を利用。
 - イ 民間焼却施設を活用。
 - ウ 大規模養鶏場で発生し、処理日数がかかる場合は、農場内で発酵消毒によるまん延防止措置後、計画的に焼却処分を実施。

なお、焼却処分が困難な場合、環境に影響を及ぼさずに周辺住民の同意が得られたものに限っては農場内での発酵消毒後、埋却処分も実施できるものとする。

(4) 鶏ふん、飼料及び敷料の処分

- ① 排せつ物、飼料及び敷料については家畜防疫員の指示に基づき、発生農場内の堆肥舎等を用いて発酵消毒または埋却処分とする。ただし、埋却処分にあたっては予め水系汚染等周辺環境に影響を及ぼさない場所とする。
- ② 農場に埋却する場所がない場合は用地の確保等に努める。

(5) その他の汚染物品の処分

防疫作業に用いた可燃性の防護服等の汚染物品については家畜防疫員の指示に基づき、焼却処分とする。

(6) 発生農場等における防疫作業

発生農場や焼却施設などで防疫作業に従事するものは現地防疫対策本部が用意する防護服を着用させるとともに、作業者の健康状態等を地方対策本部とともに確認する。

- ① 防疫作業に従事する者は、防護服、ゴム手袋、ゴーグル、医療用マスクを着用するとともに作業終了後のうがい、手洗いを励行させる。

② 防疫作業には体調不良の者は従事させないよう、周知する。

(7) 防疫措置に必要な人員や資材の確保

発生農場班は発生農場の規模や発生状況に応じて、現地防疫対策本部、地方対策本部と防疫措置に関する協議を行い、必要な人員や資材等を確保する。

- ① 発生農場の防疫措置に必要な人員の確保及び調整
- ② 防疫措置に必要な機材（パレット、フォークリフト、テント等）やクリーンセンター等への輸送用トラック等の手配
- ③ 発生農場等における仮設水道や資材置き場、トイレの設置
- ④ 防疫作業従事者の検診場所の確保（発生農場周辺の公民館・体育館など）
- ⑤ 防疫作業に伴って発生する一般ゴミの処理

(8) 発生農場における手当金交付事務

家畜防疫員とともに発生農場の患畜・擬似患畜、汚染物品の量を確認し、手当金交付にかかる評価人としての事務を行う。

10 移動制限区域内における防疫対策

応急対策第1部を中心とする制限区域班を編成し、家畜保健衛生所に設置された現地防疫対策本部からの要請を受け、下記の事項について支援、協力する。

(1) 移動制限区域設定に関する助言

発生農場を中心とした半径10km（5～30km）以内の区域を県が移動性制限区域として設定するにあたり、市等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものを用いることから必要な助言を行う。

(2) 消毒ポイントの選定・確保

移動制限区域に境界近くの主要道路に消毒ポイントを設置するため、地方対策本部と協力して、予め選定された消毒ポイント候補地から適切な場所を選定し、確保する。設置に当たり、市道の道路占有許可が必要な場合は高砂警察と協議する。

(3) 区域内の養鶏農家巡回の調整

区域内の養鶏農家等に対し、家畜防疫員が清浄性確認検査を実施するため巡回計画や公用車等の調整を行う。

(4) 鶏卵一時保管施設等の確保

移動制限区域内の採卵鶏農家において、鶏卵を一時保管する場所の確保が必要となる場合は、倉庫など保管施設を確保する。

(5) 愛玩家きんに関する調査及び広報等

移動制限区域内の愛玩家きん飼養状況を全て把握し、異常がないことを確認するため、下記の項目について実施する。

- ① 移動制限区域内の愛玩家きん飼養者（学校含む）のリストアップを行う。
- ② 愛玩家きん飼養者に対する広報を実施する。
- ③ 愛玩家きんも対象に実施する清浄性確認検査のため、現地防疫対策本部と連携して巡回日程や班編成などの調整を行う。

愛玩家きんとは、鶏（チャボ、烏骨鶏、金鶏などを含む）、アヒル（合鴨を含む）、ウズラ、七面鳥を対象

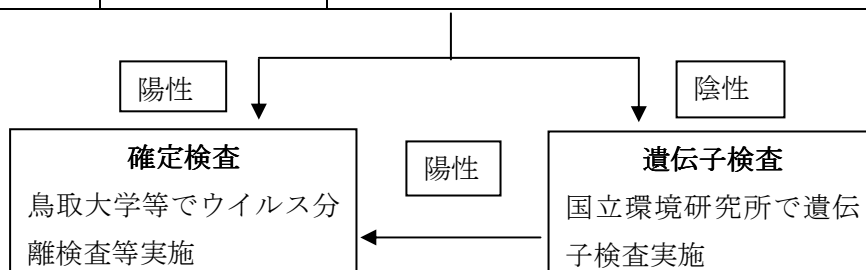
1.1 野鳥等の検査

通常時の野鳥及び家きん等の高病原性鳥インフルエンザに対するサーベイランスは、高砂市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、産業振興課及び危機管理室が行い、県内において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、健康管理班（環境政策課）を中心とする野鳥班を編成し、県が定める「高病原性鳥インフルエンザ発生時の野生鳥獣調査マニュアル」に基づき、発生農場周辺地域及びそれ以外の地域で行う死亡野鳥の検査に協力支援（現地調査、回収、搬入等）を行う。

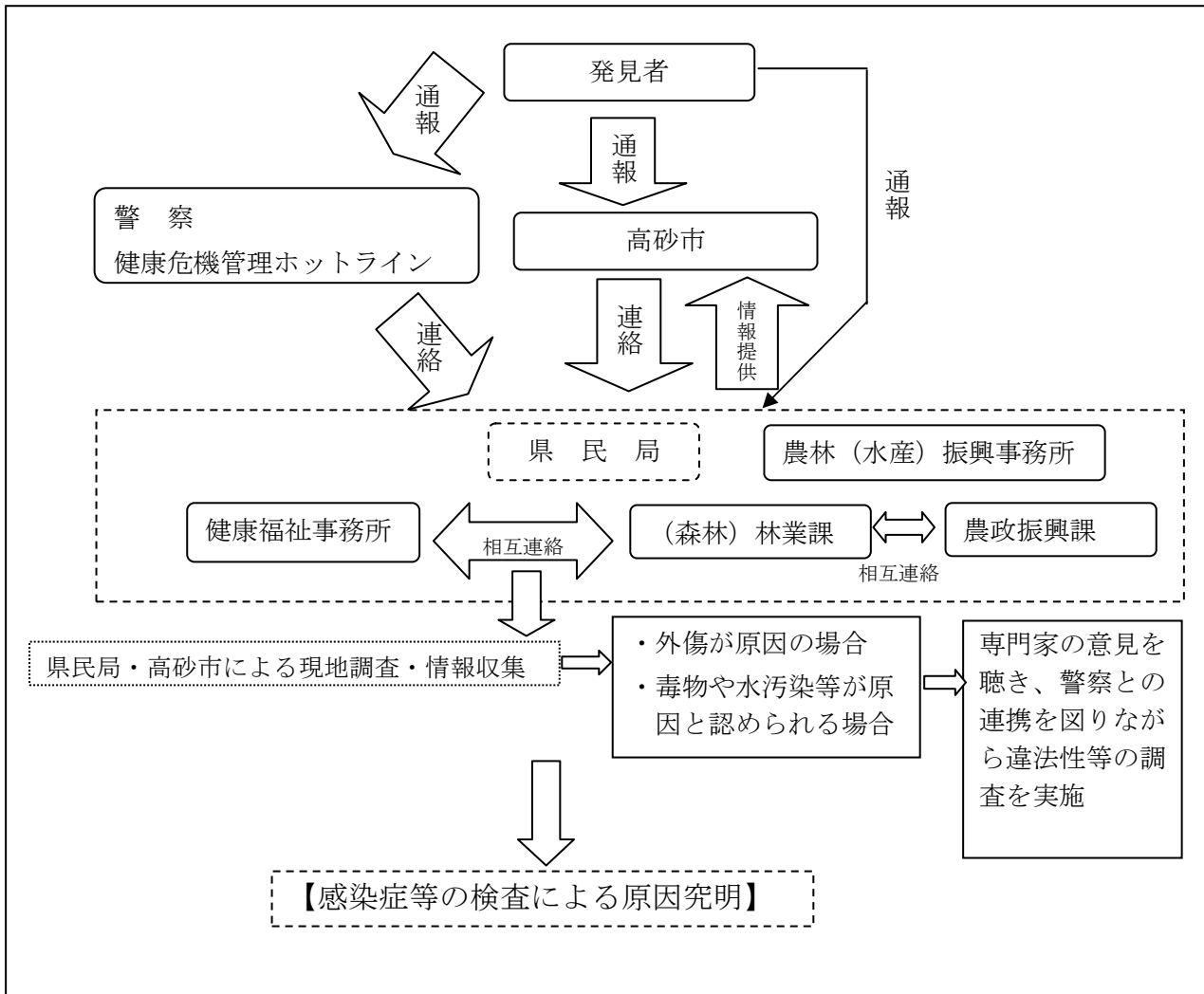
なお、国内外の高病原性鳥インフルエンザ発生状況（レベル1：通常時、レベル2：警戒時（近隣国（韓国等）発生時）レベル3：国内発生時）に応じて野鳥の感染状況について下記検査基準のとおり実施し、検査の要否については、県自然環境課及び農林振興事務所等が判断し、簡易検査の結果、陽性の場合には国が指定する確定検査機関（鳥取大学等）に、陰性の場合には国が指定する遺伝子検査機関（国立環境研究所等）にスワブ検体等が検査実施機関から送付され、確定検査が実施される。

【高病原性鳥インフルエンザ検査基準】

| 警戒レベル | | 検査基準 |
|-----------------|---------|--|
| レベル1（通常時） | | 同一地域における10羽以上（カラス等の高リスク種は3羽以上（タカ目は1羽以上から））の死亡・衰弱固体など、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を疑わせる場合『家畜保健衛生所で簡易検査』 |
| レベル2（警戒時） | | 同一地域における10羽以上（カラス等の高リスク種は1羽以上）の死亡・衰弱固体など、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を疑わせる場合『家畜保健衛生所で簡易検査』 |
| レベル3 （国内発生時） | 発生地周辺 | 同一地域における3羽以上（カラス等の高リスク種は1羽以上）の死亡・衰弱固体など、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を疑わせる場合『動物愛護センター、食肉衛生検査センター等で簡易検査』 |
| | それ以外の地域 | 同一地域における10羽以上（カラス等の高リスク種は1羽以上）の死亡・衰弱固体など、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を疑わせる場合『動物愛護センター、食肉衛生検査センター等で簡易検査』 |



【死亡野鳥等の回収・フロー図】



高砂市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱

(設置)

第1条 市内及び近郊で高病原性鳥インフルエンザが発生し、本病のまん延防止と市内での総合的な対策を迅速かつ的確に実施し、市民の安全と安心を図る必要が生じた場合に市高病原性鳥インフルエンザ対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市対策本部の事務は次のとおりとする。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生状況の把握とまん延防止対策に関すること
- (2) 市民の安全安心の確保に関すること
- (3) 対策に関する関係部局間の調整に関すること
- (4) 国、県及び他市町との連絡調整等に関すること
- (5) 風評被害対策に関すること
- (6) その他本部長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第3条 市対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 組織体制は別紙のとおりとする。
- 4 本部長は必要があると認めるときは、専門知識を有する者、その他関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 本部長は、市対策本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の時は、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 市対策本部の事務局は、企画総務部危機管理室とする。

(現地対策本部の設置)

第6条 高病原性鳥インフルエンザ対策を適切に実施するため、必要に応じて現地対策本部を設置する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

別紙1

高砂市高病原性鳥インフルエンザ対策本部組織体制

本部長 高砂市長

副本部長 副市長

* 高砂市新型インフルエンザ対策本部組織体制に準じる。

総務班（総括部）

対策本部における各部班の調整及び総合的な企画調整

報道対応班（総務部等）

報道機関への対応、発表資料の調整（地方対策本部及び本部内）

市民広報班（総括部・総務部・生活環境部等）

市民への広報

市民相談班（生活環境部・避難応援部・他部からの応援）

市民からの相談窓口業務（健康、食品、愛玩鳥、事業者等）

学校関係班（避難対策第1・2部）

学校飼育動物の調査及び指導、保護者への啓発

接触者調査班（生活環境部・避難応援部）

発生農場等従事者の健康調査、防疫作業従事者の検診補助

発生農場班（生活環境部・避難応援部）

患畜・疑似患畜及び汚染物品の処分、防疫措置に必要な人員・資材の確保、患畜等の手当金交付事務

制限区域班（応急対策第1部・他部からの応援）

消毒ポイントの確保、移動制限区域内養鶏農家等の清浄性確認調査
移動制限に伴う鶏卵鶏肉等の価値減少補てん事務（生活環境部等）

野鳥調査班（避難応援部・他部からの応援）

発生農場周辺地域における死亡野鳥検査